



目 次

規 則	ページ
◎高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬務衛生課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	2
○林業種苗法による生産事業者の登録 (木材増産推進課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

規 則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第52号

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「定員」を「定員等」に改め、同条中「40人」を「長期の研修部門にあつては40人とし、短期及び中期の研修部門にあつては知事が別に定めるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、研修に支障のない範囲内で、研修を受けようとする者を定員を超えて受け入れることができる。

第4条第1項中「研修申込書」を「研修申込書（次項において「申込書」という。）」に改め、同条第2項中「研修申込書を提出した者について面談等」を「長期の研修部門に係る申込書を提出した者については申込書の確認及び面談を、短期又は中期の研修部門に係る申込書を提出した者については申込書の確認」に改める。

出した者について面談等」を「長期の研修部門に係る申込書を提出した者については申込書の確認及び面談を、短期又は中期の研修部門に係る申込書を提出した者については申込書の確認」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第53号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第355号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を令和6年4月30日付で次のとおり行った。  
令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の主催者  
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所  
令和6年8月19日（月）から同年9月9日（月）まで  
愛媛県松山市南堀端町2番地3 JA愛媛 リジェール松山
- 講習会の講習科目及び講習時間数  
(1) 公衆衛生 4時間  
(2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間
- 講習会の受講料  
2万円
- 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先

愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字ルノ丸	1528番10	6.00	34.95	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、庄毛土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	青木 正雄	室戸市吉良川町甲2156番地
〃	岩川日出夫	〃 〃 2861番地3
〃	久保 利文	〃 〃 3254番地2
〃	佐藤 行宣	〃 〃 2792番地
〃	小松 弘之	〃 吉良川町乙3820番地
〃	松本 悦郎	〃 吉良川町甲2840番地
監事	谷山 純一	〃 吉良川町乙3489番地2
〃	井上 正司	〃 吉良川町甲2204番地
〃	安岡 文男	〃 〃 2343番地
(就任)		
理事	青木 正雄	室戸市吉良川町甲2156番地
〃	岩川日出夫	〃 〃 2861番地3
〃	久保 利文	〃 〃 3254番地2
〃	佐藤 行宣	〃 〃 2792番地
〃	小松 弘之	〃 吉良川町乙3820番地
〃	松本 悦郎	〃 吉良川町甲2840番地
監事	谷山 純一	〃 吉良川町乙3489番地2
〃	井上 正司	〃 吉良川町甲2204番地
〃	安岡 文男	〃 〃 2343番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、志和土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	諏訪 一男	高岡郡四万十町志和355番地
〃	百代 一士	〃 〃 〃 220番地
〃	古谷 彰三	〃 〃 〃 279番地
〃	山本 誠二	〃 〃 〃 223番地2
〃	山本 奨一	〃 〃 〃 352番地
監事	山本 勝大	〃 〃 〃 190番地
〃	山本 道雄	〃 〃 〃 平野332番地
(就任)		
理事	古谷 彰三	高岡郡四万十町志和279番地
〃	諏訪 一男	〃 〃 〃 355番地
〃	百代 一士	〃 〃 〃 220番地
〃	山本 奨一	〃 〃 〃 352番地
〃	山本 誠二	〃 〃 〃 223番地2
監事	山本 勝大	〃 〃 〃 190番地
〃	山本 道雄	〃 〃 〃 平野332番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を令和6年4月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を令和6年4月17日に次のとおり行った。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1570	株式会社あすなろ四国支社	高知市塚ノ原433番地2	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	株式会社あすなろ四国支社 高知市塚ノ原433番地2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和6年4月30日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年3月29日 5高都計第559号	吾川郡いの町八田字馬場ノ前429番1ほか7筆	吾川郡いの町枝川2400番地1 オルゴールⅡ202 森澤 一平、森澤 香澄